



特定小型原動機付自転車 の交通ルールについて

<主な交通ルール>

○ 保安基準への適合等

特定小型原動機付自転車を運転するに当たっては、①車両が道路運送車両の保安基準に適合し、②自賠責保険（共済）に加入し、③ナンバープレートを取り付けなければなりません。

○ 一時停止すべき場所

道路標識等により一時停止すべきとされているときは、停止線の直前（停止線がない場合は、交差点の直前）で一時停止しなければなりません。

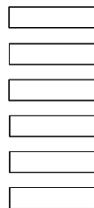


○ 飲酒運転の禁止

お酒を飲んだときは、絶対に運転してはいけません。
飲酒運転は極めて悪質・危険な犯罪です。

○ 歩行者の優先

歩行者が横断しているときや横断しようとしているときは、横断歩道の手前（停止線があるときは、停止線の手前）で一時停止をして歩行者に道を譲らなければなりません。



○ 信号機の信号に従う義務

原則として、車両用の信号に従わなければなりません。

○ その他守らなければならないこと

スマートフォン等を通話のために使用したり、その画面に表示された画像を注視したりしながら運転してはいけません。



警察庁
ホームページ

○ 通行の禁止

道路標識等によりその通行を禁止されている道路又はその部分を通行してはいけません。

「通行止め」「車両通行止め」「車両進入禁止」
「特定小型原動機付自転車・自転車通行止め」



特定小型原動機付自転車は、通行・進入してはいけません。

「指定方向外進行禁止」「一方通行」

特定小型原動機付自転車・自転車一方通行



特定小型原動機付自転車も従わなければなりません。

